# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
  - (1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係 2件

## 新潟厚生年金 事案 1698

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月19日から同年6月1日まで

② 昭和51年11月2日から52年1月1日まで

A市役所に臨時職員として勤務した期間のうち、申立期間①及び②が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された人事記録及び雇用保険の加入 記録から、申立人が当該期間においてA市役所に勤務していたことが確認で きる。

しかしながら、A市役所は、「資料が無いため、申立人の保険料控除については不明である。」と回答していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、当該期間にA市役所人事課で臨時職員の社会保険事務を担当していたとする元職員は、「当時、臨時職員の厚生年金保険の加入については、2か月を超えない期間の雇用契約の場合は加入させず、2か月を超える雇用が見込まれた時点で加入させることを原則としていたが、雇用期間が1か月でも加入させる人もいたし、5か月の雇用期間で採用当初から加入させる人もいたので、実際には、採用される臨時職員ごとに取扱いが違っていたと思う。」と回答している。

さらに、オンライン記録及び雇用保険の加入記録から、昭和 51 年 4 月から同年 5 月までの期間にA市役所で厚生年金保険に加入している 22 人のうち、雇用保険に加入している被保険者は 15 人で、このうち 12 人は雇用保険と同時に厚生年金保険に加入しているが、3 人は申立人と同様に、雇用保険

に加入した1か月ないし2か月後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

加えて、申立人は、当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

2 申立期間②について、申立人から提出された人事記録から、申立人が当該 期間においてA市役所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A市役所は、「資料が無いため、申立人の保険料控除については不明である。」と回答していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、オンライン記録及び雇用保険の加入記録から、申立人は、当該期間後の昭和52年1月1日に厚生年金保険と雇用保険に同時に加入しているところ、51年11月から同年12月までの期間にA市役所で厚生年金保険に加入している8人はいずれも、申立人と同様に、雇用保険と同時に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人は、当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 新潟厚生年金 事案 1699

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月1日から41年12月1日まで

② 昭和47年5月1日から48年7月1日まで

③ 昭和53年1月1日から54年11月1日まで

私は、申立期間①については、A社が経営していたバー「B」、申立期間②については、C社(現在は、D社)が経営していたキャバレー「E店」及び「F店」、申立期間③については、G社にそれぞれ勤務していた。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の回答から、申立人は、当該期間のうち、昭和39年4月1日から同年6月13日までの期間、同年7月25日から40年12月3日までの期間及び41年3月10日から同年6月28日までの期間において同社に勤務していたと認められる。

しかしながら、A社は、「当社が保管する昭和38年2月から42年11月までの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書に申立人の氏名が無いことから、申立人に係る届出、保険料の控除及び納付は行っていない。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、当該期間中に厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員は、「私は、経理部に在籍していたが、従業員の厚生年金保険の取扱いを記憶しており、当時、店舗で勤務する営業部の従業員は厚生年金保険に加入していなかった。」としているところ、申立人が元上司及び同僚として名字を記憶しており、同社が保管する資料において、店舗での従業員であったと思われる者はいずれも、当該期間に同社において厚生年金保険に加入していたことが確認

できない。

さらに、申立人は、当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

2 申立期間②について、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者 名簿から、当該期間中に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確 認できる元従業員の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に 勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、D社は、「資料が無いため、申立人の勤務状況、保険料控除、届出及び保険料納付については不明である。」と回答していることから、申立人の当該期間における具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、上記名簿から、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和48年5月1日であることが確認できる上、当該名簿には、同社の新規適用日を資格取得日として申立人の氏名、生年月日及び厚生年金保険記号番号等が記載されているものの、これらの記載には線が引かれて抹消されており、備考欄には「取得取消 48.6.8」と記載されていることが確認できる。

さらに、当該名簿において、申立人と同様に、その厚生年金保険被保険者 資格取得記録が取り消されていることが確認できる二人はいずれも、「申立 人と同じ頃にC社を辞めた。C社では厚生年金保険に加入していなかったの で、国民年金に加入していた。」と回答している。

加えて、申立人は、当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

3 申立期間③について、G社に係る商業登記簿から確認できる当該期間当時 の代表取締役二人の回答から、期間は特定できないものの、申立人が同社に 勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、上記元代表取締役二人はいずれも、「会社は、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と回答しているところ、オンライン記録において、G社は厚生年金保険の適用事業所であることが確認できない上、上記元代表取締役二人はいずれも、当該期間において国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、申立人は、当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

4 このほか、申立人のいずれの申立期間においても厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。